

「換価の猶予申請書」の書き方

所轄の税務署名を記載してください。

換 価 の 猶 予

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号、携帯電話及び氏名（又は名称）を記載してください。
 ※ 申請者が法人である場合は、その代表者の住所及び氏名を併せて記載してください。

大手町 税務署長殿

申請書を提出する日を記載してください。

国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり換価の猶予を申請します。

申請者	住所所在地	〒×××-×××× ○○市△△町×-×-× (代表者住所:○○市□□町×-×-××) 電話番号 ○○○(△△△)×××× 携帯電話 ○○○(△△△△)××××		① 申請年月日	令和 ○○年 7 月 11 日				
	氏名称	税務建設株式会社 代表取締役 税務 三郎		通信日付印	申請書番号				
納付すべき国税	法人番号			処理年月日					
	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
	××	源泉所得税	○○・5・25	80,000	—	法律による金額 円 要	—	—	××年7月 から12月分
	××	消費税及び 地方消費税	○○・5・31	700,000	—	—	—	—	××年3月期
合 計				イ 780,000	ロ	ハ "	ニ	ホ "	
②イ～ホの合計		780,000		③現在納付可能資金額	180,000		④換価の猶予を受けようとする金額(②-③)	600,000	

申請者が法人である場合には、法人番号を記載してください。

③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記

一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細	A 建築株式会社からの下請けで住宅家屋の建設を行っているが、単価の引下げ等により売上は前年度に比べ65%まで落ち込んでおり、仕入先であるE株式会社への支払も遅れがちである。
	A 建築株式会社からの入金を全て国税の納付に充てた場合には、E株式会社に対する支払ができず、今後、材料を仕入れることができなくなると事業の継続が困難となる。

⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

⑤ 納付計画	年月日	納付金額	年月日	納付金額
	令和○○・7・31	75,000 円	令和○○・11・30	75,000 円
	令和○○・8・31	55,000 円	令和○○・12・31	145,000 円
	令和○○・9・30	75,000 円	令和△△・1・31	50,000 円 +延滞税
	令和○○・10・31	125,000 円	令和	

「猶予期間の開始日」から「納付計画の最終日」及びその期間を記載します。
 ※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき国税の法定納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記

猶予期間	令和 ○○年 7 月 11 日から	令和 △△年 1 月 31 日まで	7 月間
※猶予期間の開始日は、①の申請年月日（ただし、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき国税の法定納期限の翌日）			
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	—
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	—

税理士署名 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

添付する書類欄

100万円以下の場合	100万円超の場合
<input checked="" type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
	<input type="checkbox"/> 財産目録
	<input type="checkbox"/> 担保関係書類

猶予を受けようとする金額が 100 万円以下 の場合には、「財産収支状況書」(⇒10 ページ) を「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える 場合には、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」(⇒16 ページ) 及び「収支の明細書」(⇒21、22 ページ) を添付して提出する必要があります。

1 「納付すべき国税」欄

換価の猶予の申請をするときに、未納となっている国税を全て記載します。

延滞税については、本税の全額を納付していないときは、「要」と記載します。

「備考」欄には、国税の年分、事業年度、課税期間又は月分を記載し、換価の猶予を受けようとするものに○印を付けます。

《記載例》

- ・ 令和 X 年分の申告所得税 ⇒ 「X 年分」
- ・ 令和 X 年 3 月期の法人税 ⇒ 「X 年 3 月期」

2 「④換価の猶予を受けようとする金額 (②-③)」欄

「納付すべき国税」の合計額から「財産収支状況書」(⇒10 ページ) の「2 現在納付可能資金額」欄の「現在納付可能資金額 (A)」を差し引いた金額を記載します。

※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「財産目録」(⇒16 ページ) の「4 現在納付可能資金額」欄の「③現在納付可能資金額 (①-②) (D)」を差し引いた金額を記載します。

3 「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄

国税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を記載します。

《記載例》

個人事業で運送業を営んでいるが、取引先の 1 つであった C 株式会社の事業縮小のため、C 株式会社との契約が昨年 11 月をもって終了することとなった。

C 株式会社との取引は、売上の約 30% を占めていたため、資金繰りが急速に悪化した。現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額を全て国税の納付に充てた場合には、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

4 「⑤納付計画」欄

「財産収支状況書」(⇒10 ページ) の「4 分割納付計画 (B)」欄から転記します。

※ 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、「収支の明細書」(⇒22 ページ) の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日 (C)」欄及び「⑥分割納付金額 (D)」欄を転記します。

5 「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がない場合には「□無」にチェック（☑）を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」にチェック（☑）を付けます。

- ① 猶予を受ける金額（未確定の延滞税を含みます。）が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情（国税通則法により提供することができることとされている担保の種類に該当するものがないなど）がある場合

担保の種類

国税通則法により提供することができることとされている担保の種類は、次に掲げるものであり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 社債その他の有価証券で税務署長が确实と認めるもの
- 3 土地
- 4 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に付した
もの
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交
通事業財団及び観光施設財団
- 6 税務署長が确实と認める保証人の保証

「担保財産の詳細又は提供できない特別の事情」欄

提供する担保の種類、数量、価額及び所在等を記載します。

※ 上記①又は②に該当する場合には、この欄には「一」と記載します。

上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。

《記載例》

（不動産を担保として提供する場合）

担 保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	種別：土地、地目：宅地、地積：120.00㎡ 所有者：〇〇 〇〇 所在地：〇〇市△△町×-×-×
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	

（保証人の保証を担保として提供する場合）

担 保	<input checked="" type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は	保証人の氏名：〇〇 〇〇 保証人の住所：〇〇市△△町×-×-×
	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情	

（担保を提供することができない特別の事情がある場合）

担 保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は 提供できない特別の事情	提供できる担保の種類に該当する財産を所有していないため。
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		